

環境省

- 地域循環圏形成モデル事業.....P.1
- リサイクルループ形成促進及び登録再生利用事業者育成事業.....P.2
- 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワークの構築支援事業）P.3
- レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費.....P.4
- 環境研究総合推進費.....P.5
- 再生可能エネルギー等導入推進基金事業
（グリーンニューディール基金）P.6
- 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業
（グリーンプラン・パートナーシップ事業）P.7
- カーボン・オフセット等に用いるJ-クレジットの創出事業.....P.8
- カーボン・オフセット等推進事業.....P.9
- 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業
（農林水産省連携事業）P.10
- 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金.....P.11
- エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業..... P.12
- 離島の低炭素地域づくり推進事業..... P.13
- 低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業..... P.14
- 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業のうち
地域主体の草の根の低炭素社会推進活動支援事業.....P.15
- 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業.....P.16
- 地域生物多様性保全活動支援事業.....P.17
- 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業P.18
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助.....P.19
- 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費.....P.20
- 地域低炭素投資ファンド創設事業.....P.21

施策名	地域循環圏形成モデル事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	19 (19)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										○		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
—										—		—		—					
概要 (支援の仕組み等)	地域の住民、事業者、地方自治体等、地域の関係者が広く参画して、その地域の資源を循環させるべく、地域の実情に即した地域循環圏形成計画を策定又は改定することを支援。																		
支援対象者 (実施主体)	地域コミュニティを形成している地方自治体及び民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	各団体等の地域循環圏形成計画の策定又は改訂に向けた事業が対象。(1事業あたり300万円～700万円)(予定) 具体的な要件は以下のとおり。 ○協議会(地方自治体、関係事業者、学識経験者、住民代表等で構成)を設定すること。 ○協議会における検討経緯、実証実験の結果や分析、地域循環圏形成計画を策定又は改訂する意義等について、地方自治体、関係事業者、住民等に発信し、参画意欲の向上を図ること。 ○協議会において、その地域に適した資源の循環について、平成24年7月に策定された「地域循環圏形成推進ガイドライン」を踏まえた地域循環圏形成計画を策定又は改訂すること。 (地域循環圏形成計画の策定又は改訂に当たっては、例えば地域における循環資源の賦存量や物質フロー、地域の廃棄物処理施設の状況、地域で行われている事業の調査・分析、関連する地域コミュニティの活動状況、実証事業の実施分析結果等を含めること)																		
想定する具体的効果	○循環型社会づくりに参画する地域の各主体間のネットワークが形成されること ○地域の資源が有効に活用されること ○各地域において、資源の循環する社会づくりの優良事例が積み重なること																		
支援手続 (申請～交付決定)	公募に基づき申請～選定委員会による審査～対象事業及び事業者の確定～契約手続																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室										電話(直通)		03-5521-8336						
URL	http://www.env.go.jp/recycle/circul/																		

施策名	リサイクルループ形成促進及び登録再生利用事業者育成事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2 (2)			
											公共	非公共							
											○	—	—	○					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										○		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条、第19条						
—										—		—							
概要 (支援の仕組み等)	食品循環資源は、その特性上、遠距離を移動させることが適当でないため、地域で循環させる必要がある。したがって各地域におけるリサイクルループ形成促進や食品リサイクルの受け皿である登録再生利用事業者の活用のためセミナーを実施する。																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	リサイクルループは小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画について、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とするものである。リサイクルループを形成するには地域の特性を把握し、食品循環資源の排出者であるとともにリサイクル製品を使用して製造された特定農畜水産物等を利用する食品関連事業者と、リサイクル事業者、リサイクル製品を使用する農林漁業者が連携して取り組むことが必要であるため、事業化のノウハウ等の普及を図り、リサイクルループの形成を促進する。 また、食品循環資源の再生利用の担い手である登録再生利用事業者の活用による拠点的な再生利用事業の実施を促進する。																		
想定する具体的効果	地域における食品循環資源の利用及び再生利用等実施率の向上が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	一般競争入札(総合評価落札方式)により請負先を選定し実態調査等を実施する。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室										電話(直通)		03-5501-3153						
URL	http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html																		

施策名	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワークの構築支援事業) (旧名称)日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業(既存静脈施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築支援)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	80 (48)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備												
	-		-				-				○		継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		衛環第42号平成10年5月20日						
概要 (支援の仕組み等)	エコタウン等、資源循環の拠点地域が有する課題(循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の調達先及び再生資源の供給先の確保)を解消するため、モデル地区として選定した地域において、既存リサイクル施設と循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の排出者・再生資源利用者として高度な資源循環効果や低炭素化効果を共有する等の連携による資源循環の安定化によって、既存施設や基盤の能力を最大限活用するためのモデル的な実証事業を行うもの。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体及び民間団体																		
支援内容 (単価・水準等)	地方公共団体及び民間団体が作成するエコタウン高度化事業計画に記載されたモデル事業の実施における以下の経費が対象。 ○旅費 ○消耗品費(汎用性の高い物品は対象外) ○印刷製本費 ○借料損料費 ○会議費 ○分析に係る外注費 ○収集運搬費																		
想定する具体的効果	モデル事業を通じてエコタウン等の循環産業の集積地域のポテンシャルや課題を明らかにし、対策を検討することで、モデル地域内エコタウン及び他のエコタウン地域において、既存施設や基盤の能力を最大限活用しながら環境保全効果や地域活性化を促進していくことが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○ 地方公共団体または民間団体がエコタウン高度化事業計画の認定申請をし、環境省が計画を認定 ○ エコタウン高度化事業計画を基に、国がモデル事業を統括的に管理するコンサルティング企業等(競争入札により選定)と請負契約を締結する ○ 請負業者又は民間団体が自治体と連携しながらモデル事業を実施																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	環境省																		
担当課室	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室										電話(直通)		03-5501-3153						
URL	http://www.env.go.jp/recycle/ecotown/index.html																		

施策名	レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	401の内数 (453の内数)			
											公共	非公共							
											-	○	-	○					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備						
	○										-		-		継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第4条						
	P.71		P.21			-													
概要 (支援の仕組み等)	使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	市町村及び民間事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	市町村または再資源化事業者が作成する事業計画書に記載された実証事業の実施における以下の経費が対象。 ○旅費 ○消耗品費(汎用性の高い物品費は対象外) ○印刷製本費 ○借料損料費 ○会議費 ○分析に係る外注費 ○連携事業者の的人件費																		
想定する具体的効果	実証事業を通じて効率的な回収方法を確立し、レアメタル等を含む使用済小型家電の再資源化の促進を促す。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 市町村または再資源化事業者が事業計画を申請し、環境省が計画を選定</p> <p><市町村が申請する場合> ○ 事業計画を基に、国が実証事業を統括的に管理するコンサルティング企業等(競争入札により選定)と請負契約を締結する ○ 請負業者が市町村と連携しながら実証事業を実施</p> <p><再資源化事業者が申請する場合> ○ 事業計画を基に、国が契約関係書類(仕様書等)を作成し、選定された再資源化事業者と随意契約を締結する ○ 事業計画申請時に、予め合意書を取り交わしていた連携市町村と請負業者が実証事業を実施</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	環境省																		
担当課室	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室										電話(直通)		03-5501-3153						
URL	http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/verification.html																		

施策名	環境研究総合推進費										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,510 (6,160)			
											公共	非公共					—	○	—
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		継続
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条3項 循環型社会形成推進基本法第30条 第4期科学技術基本計画 第4次環境基本計画
	41頁(25行目)、71頁(32行目)、85頁(27行目)										19頁(16行目)、20頁(10行目)			—		—			
概要 (支援の仕組み等)	<p>環境省の研究開発ニーズ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、必要性、有効性、効率性及び研究経費の妥当性等の観点から外部有識者等による厳正な事前評価を行ったうえで実施課題を決定し、研究開発を実施する。研究開発開始後は、研究計画期間の中間年度に中間評価を、研究計画期間終了後に事後評価を実施する。公募区分は以下のとおり。</p> <p>環境研究総合推進費[委託費] ア. 戦略的研究開発領域:環境省がプロジェクトの枠組みを提示し、プロジェクトに参加するサブテーマを公募する研究領域。 イ. 環境問題対応型研究領域:個別又は複数の分野にまたがる環境問題の解決に資する研究や、地域の独自性・特性を活かした環境問題解決のための研究。 ウ. 革新型研究開発領域:若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究及び先進的特定研究テーマの最新成果を評価・統合する研究。 エ. 課題調査型研究領域:アの戦略的研究開発領域のプロジェクト形成に先立ち、研究計画、手法等を予備的に調査する研究。</p> <p>環境研究総合推進費[補助金] オ. 循環型社会形成推進研究事業(研究事業):廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上が期待できる研究。 カ. 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(次世代事業):循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	国内の研究機関等に所属する研究者。研究機関等とは以下のいずれかに該当するもの。 ア. 国立試験研究機関 イ. 独立行政法人 ウ. 大学(国公私立問わず。)、高等専門学校 エ. 地方公共団体 オ. 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人 カ. 民間企業 キ. その他の団体(日本の法人格を有しているもの。)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>環境研究総合推進費[委託費] 100% 環境研究総合推進費[補助金] 研究事業:100%、次世代事業:50%</p> <p>「対象事業」欄の領域区分に応じ予算額、研究期間の上限あり。 (例)最も応募・採択件数の多い「イ. 環境問題対応型研究領域」の場合は、 1課題当たり予算額: 5000万円以内/年(間接経費は別途) 研究期間: 3年以内</p>																		
想定する具体的な効果	<p>行政ニーズに適合する研究・技術開発等を着実に進めることにより、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、ひいてはグリーンイノベーション及び持続可能な社会の構築に貢献する。</p> <p>環境研究総合推進費による主な研究成果は以下のとおり。 ○地球温暖化による我が国への影響及び被害コストの推計等により、温室効果ガス安定化レベルの検討、地球温暖化対策の中期目標設定等に貢献。 ○推進費の研究成果をIPCC等に提供し、国際貢献を果たすとともに、我が国の国際交渉に科学的根拠を提供。 ○廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類の発生メカニズムや削減方法の解明により、ダイオキシン類排出量の大幅削減達成に貢献。 ○アスベスト廃棄物の処理における飛散防止対策及びその評価方法の確立により、石綿含有廃棄物の処理促進等に貢献。 ○外来生物が脆弱な生態系に及ぼす影響について解析し、生態系保全に資する保護地域等の設定に貢献。 ○黄砂等の飛来予測モデルの精度向上、大気汚染粒子の混在状況把握、健康被害の検証・機構解明等を行い、黄砂飛来予測の精度向上に貢献。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○9月～11月: 次年度新規課題の公募を実施。 ○12月～2月: 応募課題の審査(1次:書面評価、2次:ヒアリング)を実施。 ○2月～3月: 採択課題を内定。内定者は研究実施計画資料を作成し環境省に提出。 ○4月～5月: 財務省協議を経て採択決定。 ○5月～6月: 初年度研究に着手。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局総務課環境研究技術室										電話(直通)		03-5521-8239						
URL	http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/gaiyou/index.html																		

施策名	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	22,000 (24,500)				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	—										—		—							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—							
—										—		—		—						
概要 (支援の仕組み等)	再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開するため、都道府県等に対して以下の事業に必要な経費を補助。																			
(1)地域資源活用詳細調査事業 地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための事業精査、実施設計等 (2)公共施設における再エネ等導入事業 防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照明、空調)の導入 (3)民間施設における再エネ等導入促進事業 防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照明、空調)の導入支援 (4)風力・地熱発電事業等支援事業 大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給																				
支援対象者 (実施主体)	交付先:都道府県、政令指定都市 ※ 都道府県により造成される基金の補助先は、防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を行う管内の市町村及び民間事業者。																			
支援内容 (単価・水準等)	「(1)地域資源活用詳細調査事業」については、定額補助 「(2)公共施設における再エネ等導入事業」について、高効率省エネ機器については2/3補助。それ以外は定額補助 「(3)民間施設における再エネ等導入促進事業」について、特定被災地方公共団体の市町村内で実施する場合は1/2補助、それ以外は1/3補助、または利子補給 「(4)風力・地熱発電事業等支援事業」について、補助率1/2、または利子補給																			
想定する具体的効果	再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の生活等に必要不可欠な機能を維持するための電力を確保できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が全国に展開される。 ※都道府県等では、事業実施における以下の事業効果を把握することとしている。 ○導入した再生可能エネルギー等による発電量 ○防災拠点における再生可能エネルギーの普及率 ○二酸化炭素削減効果																			
支援手続 (申請～交付決定)	○都道府県等が事業計画を作成し、環境省が確認 ○都道府県等より、環境省に交付申請 ○環境省より、都道府県等に補助金を交付 ○都道府県等で基金を造成 ○都道府県等は基金を取崩し、事業を実施																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—		—	—	○	—
省庁名	環境省																			
担当課室	総合環境政策局環境計画課										電話(直通)		03-5521-9265							
URL	http://www.env.go.jp/policy/local_re/funds3.html																			

施策名	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	5,300									
	公共	非公共	—	○	—	—													
施策の位置付 け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策								区分(新規・継続・変更)	新規									
	①地域の主体的な取組みへの支援(担 い手育成、地域資源の活用等への支 援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備														
	—		○		—		—												
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—										
概要 (支援の仕組み 等)	地域における再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、基盤情報の整備や事業化に向けた検討の支援、事業化にあつた設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施し、「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。 (1)再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託) (2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業 ①事業化計画策定・FS調査実証事業(委託) ②事業化計画策定・FS調査支援事業 ア 地域主導型再生可能エネルギーの事業化(委託) イ 地域協働による低炭素地域づくり事業(間接補助) ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助) (3)地域主導型事業形成支援事業(委託) (4)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助) ①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業 ②自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業 ア 自然公園における低炭素地域づくり事業 イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援																		
支援対象者 (実施主体)	(1):民間団体等 (2)①:民間団体等, (2)②ア:民間団体等, (2)②イ:地方公共団体、民間団体等, (2)②ウ:地方公共団体、民間団体等 (3):民間団体等 (4)①:地方公共団体、民間団体等, (4)②ア:民間団体, (4)②イ:地方公共団体、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1), (2)①, (2)②ア, (3) は委託 (2)②ウは補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円 (2)②イは間接補助(執行団体を經由) (地方公共団体:定額、民間団体等:1/2) 上限1,000万円 (4)①, (4)②ア, (4)②イ は間接補助(執行団体を經由) 地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)																		
想定する具体的 効果	地域資源や資金等を活用し「低炭素・循環・自然共生」地域を創出する地域の地球温暖化対策事業を支援することで、 ○地域における自立的・持続的な低炭素化事業の推進 ○事業経験の蓄積による、環境政策を担う地域の人材・組織育成が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決 定)	(1)委託事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省が採択を受けた事業者との間で委託契約を締結 (2)補助事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省が要綱に基づき補助金の交付決定を行う (3)間接補助事業の支援手続は次のとおり。 1. 環境省が対象事業に掲げる補助事業者(執行団体)を募集 2. 環境省が応募のあった団体の中から執行団体を採択 3. 環境省が要綱に基づき執行団体に対し補助金の交付決定を行う 4. 執行団体が対象事業に掲げる事業を募集 5. 執行団体が応募のあった事業の中から実施事業を採択 6. 執行団体が補助金の交付決定を行う																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局 環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室						電話(直通)		03-5521-8234										
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2.html																		

施策名	カーボン・オフセット等に用いるJ-クレジットの創出事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	608 (606)			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	-											-		-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
-											-		-							
概要 (支援の仕組み等)	国内の温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収量をカーボン・オフセット等に用いられるクレジットとして認証するJ-クレジット制度において、地域資源の活用や雇用の確保による地域振興及び地球温暖化対策に寄与することを目的に、地域における認証スキームの承認を行うとともに、第三者機関による審査等にかかる費用支援及びプロジェクト計画書等の作成支援といった事業者支援並びに対象プロジェクト種類の拡充等を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	【第三者機関による審査等にかかる費用支援】 妥当性確認及び検証にかかる受検費用支援:削減系プロジェクト40万円(上限額)、吸収系プロジェクト80万円(上限額) モニタリング実施費用支援:100万円(上限額) 【プロジェクト計画書等の作成支援】 コンサルティング会社によるプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の無料作成支援																			
想定する具体的効果	資金面及び技術面において体制が十分ではない地域の民間事業者等におけるプロジェクトの活性化を通じた地域資源の活用や雇用の確保による地域振興。																			
支援手続 (申請～交付決定)	申請⇒審査⇒支援決定																			
変更のポイント	H25年度はカーボン・オフセット等に用いる新クレジットの創出事業(名称変更)																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	○
省庁名	環境省																			
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室											電話(直通)		03-5521-8354						
URL	http://japancredit.go.jp/																			

施策名	カーボン・オフセット等推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	600 (788)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
	-										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	<p>日常生活や経済活動において、どうしても排出される温室効果ガス(GHG)について、排出量に見合ったGHGの削減活動に投資すること等により埋め合わせを行うカーボン・オフセットの取組を対象に、地域レベルでのカーボン・オフセット等の取組の普及による資金還流及び地球温暖化対策に寄与することを目的に、カーボン・オフセット商品等の認証取得を支援するとともに、それを気候変動キャンペーンと絡め全国的に展開するほか、カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラル認証ラベルの取得支援や各地域で活動を行う特定地域協議会の活動を支援する。</p> <p>また、地域ぐるみの地球温暖化対策への貢献や東日本大震災を契機とした電力需要逼迫への対応という観点から、市場メカニズムを活用し、個人も含めた中小規模の排出源における削減努力を地域において集約・促進する取組で、地域活性化も図りつつ数年で自立することを目標とするものについて、期間を限ってその経費を支援する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>【カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラル認証取得支援】 カーボン・オフセット認証取得を目指す民間事業者等を対象に、排出量の算定や企画立案を行うための費用150万円(上限額)を支援 カーボン・ニュートラル認証取得を目指す民間事業者等を対象に、排出量の算定や企画立案を行うための費用600万円(上限額)を支援</p> <p>【特定地域協議会の活動支援】 カーボン・オフセット等を推進することを目的に各地域で活動を行う団体を対象に400万円(上限額)を支援</p>																		
想定する具体的効果	都市部の大企業等や各地域の民間事業者等におけるカーボン・オフセット等の取組の活性化を通じた資金還流による地域振興。																		
支援手続 (申請～交付決定)	申請⇒審査⇒支援決定																		
変更のポイント	H26年度より地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業と統合																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	環境省																		
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室										電話(直通)		03-5521-8354						
URL	http://www.ics.go.jp/index.html																		

施策名	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(農林水産省連携事業)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,800 (1,200)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備						
	-										○		-		変更				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	・特別会計に関する法律第85条 第3項第1号ホ ・特別会計に関する法律施行令 第50条第7項第9項			
概要 (支援の仕組み 等)	未利用間伐材等の森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現等を図るため、原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、先導的技術やシステムを実証する事業を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体・地方公共団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	環境省が委託により実施																		
想定する具体的 効果	木質バイオマスエネルギー利用の技術実証を行い、木質バイオマスを活用したモデル地域づくりの優良事例を形成し、他地域での波及効果により、木質バイオマスの飛躍的な利用拡大が達成される。																		
支援手続 (申請～交付決 定)	委託契約の実施の手順は、以下のとおり。(環境省から林野庁に事務執行委任) 1. 林野庁が対象事業に掲げる事業を募集 2. 林野庁が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 林野庁と採択を受けた事業者との間で委託契約を締結																		
変更のポイント	地域における木質バイオマス利用の実現可能性調査は、平成25年度限り。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	環境省																		
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課										電話(直通)		03-5521-8339						
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo.html																		

施策名	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9,400 (7,600)			
											公共	非公共					—	○	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	—		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					○		変更				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3 項第1号ホ 同施行令第50条第7項第9号						
	P70 8行 P74 35行		P19 26行			—													
概要 (支援の仕組み 等)	<p>「低炭素価値向上基金」を造成し、これを利用して交通体系整備、災害時等対応型のライフライン施設等の整備及び次世代型社会インフラ整備に当たってのエネルギー起源CO2の排出の抑制のための技術等を導入するための事業に対し支援を行う。</p> <p><具体的な事業></p> <p>①鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>②物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>③エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)</p> <p>④航空分野の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>⑤災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>⑥病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(厚生労働省連携事業)</p> <p>⑦地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業</p> <p>⑧信号機の省電力化等推進事業(警察庁連携事業)</p> <p>⑨地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業</p> <p>⑩省エネ型データセンター構築・活用促進事業(総務省連携事業)</p> <p>⑪上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(厚生労働省連携事業)</p> <p>⑫地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業</p> <p>⑬漁港の省エネ化実証事業(農林水産省連携事業)</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>交付先:非営利法人 ※非営利法人により造成される基金の補助先は、民間企業、独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人、都道府県・市町村・特別区・地方公共団体の組合、法律により直接設立された法人。</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>概要(支援の仕組み等)に掲げる事業の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑩は当事業に係る補助対象経費の1/2を上限に補助(⑤のうち平成26年度からの新規採択事業は、補助対象経費の1/3を上限に補助)、③及び⑪は当事業に係る補助対象経費の1/3を上限に補助、⑨は当事業に係る補助対象経費の3/4(上限600万円)、1/3(上限2,000万円)、1/4(上限1,500万円)、1/5(上限1,200万円)又は定額(上限800万円)を補助、⑫は当事業に係る補助対象経費の2/3、1/2、1/3又は定額(上限2,000万円)を補助、⑬は当事業に係る補助対象経費の85/100を上限に補助</p>																		
想定する具体的 効果	<p>社会システムにエネルギー起源CO2の排出のための再エネ・省エネ技術等を組み込むことにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助金の交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基金を造成する非営利法人が概要(支援の仕組み等)に掲げる事業を募集。 2. 基金を造成する非営利法人が応募のあった事業から補助金交付先を採択。 3. 採択を受けた事業者が補助金交付申請。 4. 基金を造成する非営利法人が補助金の交付を決定。 																		
変更のポイント	<p>④航空分野の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)、⑧信号機の省電力化等推進事業(警察庁連携事業)、⑨地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業、⑫地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業及び⑬漁港の省エネ化実証事業(農林水産省連携事業)を追加。</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—	○	—
省庁名	環境省																		
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課										電話(直通)		03-5521-8339						
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo/032.pdf																		

施策名	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,000 の内数 (2,580 の内数)				
												公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)				
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備							変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3 項第1号ホ及び第3号 同施行令第50条第7項第9号及び 第9項第1号						
	P70 8行 P74 35行		P19 26行				-														
概要 (支援の仕組み等)	<p>交通体系整備、災害時等対応型のライフライン施設等の整備、次世代型社会インフラ整備、地域技術シーズの活用といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p><具体的な事業></p> <p>①物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>②エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)</p> <p>③災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)</p> <p>④廃熱利用等におけるグリーンコミュニティ推進実証事業</p> <p>⑤省エネ型データセンター構築・活用促進事業(総務省連携事業)</p> <p>⑥先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業</p> <p>⑦下水熱等未利用熱のポテンシャル調査(国土交通省連携事業)</p> <p>⑧3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業</p> <p>⑨農業分野におけるCO2排出削減促進検討事業(農林水産省連携事業)</p> <p>⑩地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査</p>																				
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																				
支援内容 (単価・水準等)	国が委託により概要(支援の仕組み等)に掲げる事業を実施する。																				
想定する具体的効果	社会システムの整備に関連するCO2排出削減対策・技術の検証を行うことにより、それらの導入を進め、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。																				
支援手続 (申請～交付決定)	<p>委託契約の実施の手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境省又は連携省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省又は連携省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省又は連携省と採択を受けた事業者との間で委託契約を締結。 																				
変更のポイント	⑧3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業及び⑨農業分野におけるCO2排出削減促進検討事業(農林水産省連携事業)を追加																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-		
省庁名	環境省																				
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課												電話(直通)		03-5521-8339						
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaiyo/024.pdf																				

施策名	離島の低炭素地域づくり推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,800 (0)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	-	新規				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ、同法施行令第50条第7項第9号及び10号特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ、同法施行令第50条第8項第7号及び8号			
	P72 30行										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	<p>本土と系統連系されておらず、再エネの大幅な導入拡大が困難な離島において、蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、需要側のエネルギー消費削減(再エネ)、系統対策等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを行う。</p> <p>(1)離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定 再エネの導入や省エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定を補助する。</p> <p>(2)低炭素地域づくりのための設備の導入等 離島の地域特性を踏まえた先導的な再エネの導入や減エネの強化等低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入等を補助する。</p> <p>(3)再エネ導入拡大に向けたハイブリッド蓄電池システム制御技術実証 離島の短周期及び長周期変動の両方に対応するため、特性の異なる複数の蓄電池を組み合わせることで協調制御手法等を確立する技術実証を行い、離島における再生可能エネルギー導入可能量の拡大を図る。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	(1)・(2)～地方公共団体・民間事業者等 (3)～民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)～補助:定額(上限1,000万円) (2)～補助:2/3 (3)～補助:3/4																		
想定する具体的効果	<p>離島における再エネ導入拡大・省エネの強化により、CO2排出削減のみならず、社会コストの低減、エネルギーの安定供給、地域活性化や防災性の強化等の効果が期待される。</p> <p>さらに、本事業の成果による蓄電池の効果的・効率的な活用方法が普及することにより、他の離島や海外の島嶼国等を含め、再生可能エネルギーの導入可能量の更なる拡大が期待される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助事業の実施手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境省が対象事業に掲げる事業を募集 2. 環境省が応募のあった事業の中から実施事業を採択 3. 環境省が要綱に基づき補助金の交付決定等を行う。 																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	環境省																		
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課										電話(直通)		03-5521-8339						
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo.html																		

施策名	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	320 (0)		
															公共	非公共						
															-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
															①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		変更	
	-														-		-		○		変更	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ及び第3号 同法施行令第50条第7項第9号及び第9項第1号							
概要 (支援の仕組み等)	<p>本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、現状から20%以上のCO2削減実現を目指す。</p> <p>① 家庭向けエコ診断への補助事業【補助】 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。</p> <p>② 診断事業体制整備【委託】 診断を実施する上での体制整備として、診断機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。</p>																					
支援対象者 (実施主体)	<p>【補助】 (補助事業運営事務局への補助) ⇒補助対象:民間団体等 (補助事業運営事務局から診断実施機関への補助) ⇒補助対象:地方公共団体・民間団体等</p> <p>【委託】 ⇒委託対象:民間団体等</p>																					
支援内容 (単価・水準等)	<p>【補助】 (補助事業運営事務局への補助)⇒補助割合:定額 (補助事業運営事務局から診断実施機関への補助)⇒補助割合:1/2</p>																					
想定する具体的効果	家庭向けの低炭素ライフスタイル提案を通じて、現状から家庭における20%以上のCO2削減																					
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助金の交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①補助事業運営事務局が事業実施機関を募集。 ②補助事業運営事務局が応募のあった事業者等の中から実施機関を採択。 ③採択を受けた事業者が補助金交付申請。 ④補助事業運営事務局が補助金の交付を決定。</p>																					
変更のポイント	-																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-				
省庁名	環境省																					
担当課室	地球環境局 地球温暖化対策課														電話(直通)		03-5521-8355					
URL	-																					

施策名	地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業 のうち地域主体の草の根の低炭素社会推進活動支援										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	300 (0)		
											公共	非公共						
											-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)					
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				新規					
	-		○			-			-									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特会法第85条第3項第3号 施行令第50条第9項第1号						
概要 (支援の仕組み等)	地域において様々な主体(企業、NPO等)が実施する低炭素社会の構築に貢献する草の根的な活動(節電勉強会の実施、ペレット・薪ストーブの利用促進、グリーンカーテンの促進等)について支援。補助金の交付事業を行う非営利法人を通して補助。																	
支援対象者 (実施主体)	企業、NPO等地域に根ざした団体等																	
支援内容 (単価・水準等)	500万円×60箇所 程度を定額補助																	
想定する具体的 効果	1990年比で約50%増加している民生部門の温室効果ガス排出について各主体が取り組む低炭素社会活動を支援することにより ・民生部門の温室効果ガスの排出削減 ・草の根レベルでの活動が活発化し地域が活性化 が期待できる。																	
支援手続 (申請～交付決定)	補助金の交付を受ける手順は、以下の通り。 1. 間接補助をする非営利法人が事業者を募集 2. 間接補助をする非営利法人が応募のあった事業者から補助金交付先を採択 3. 採択を受けた事業者が補助金交付申請 4. 間接補助をする非営利法人が補助金の交付を決定																	
変更のポイント	-																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
省庁名	環境省																	
担当課室	地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室										電話(直通)		03-5521-8341					
URL																		

施策名	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業														1,600					
	予算		税制	法制度	予算額(百万円)															
	公共	非公共			上段:平成26年度当初	下段:前年度当初予算	(-)													
		-	○	-	-															
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策				①地域の主体的な取組への支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				新規			
	-				○				-				○							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号 施工令第50条第7項第9号					
P70 8行				P19 26行				-												
概要 (支援の仕組み等)	<p>地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から有効であることから、地方公共団体及び民間事業者等により地熱や地中熱を環境に配慮しつつ地域特性に合わせて活用する取組に対して支援を行い、環境保全型低炭素社会を構築する。</p> <p>(1)地熱・地中熱等の事業化に対する支援 地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援</p> <p>(2)地熱・地中熱等の設備の導入に対する支援 地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援</p>																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>支援メニュー: ①地熱・地中熱利用事業の事業化計画策定、②温泉発電設備の設置の支援、③ヒートポンプによる温泉熱の熱利用の支援、④温泉付随ガスの熱利用の支援、⑤温泉付随ガスのコージェネレーションの設置の支援、⑥温泉の熱を利用した融雪設備等の導入支援、⑦地中熱利用ヒートポンプの効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器設置支援、⑧地中熱利用システムの設置支援</p> <p>補助率: ①地方公共団体:定額(上限1,000万円)、民間事業者:2/3 ②、④、⑤、⑥、⑧ 地方公共団体:政令市未満2/3、左記以外1/2 民間事業者:1/2 ③地方公共団体:政令市未満2/3、左記以外1/2 民間事業者:1/3 ⑦定額(周辺観測用井戸あり上限400万円、井戸なし上限300万円)</p>																			
想定する具体的な効果	<p>○地域の特性を活かした地域の低炭素化</p> <p>○環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>公募→事業内容の審査→補助の内示→補助金交付申請→事業実施→実績報告→補助金の支払い</p> <p>※公募等の詳細については環境省ホームページに掲載。 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、ITベンジ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
				○	○													○		
省庁名	環境省																			
担当課室	①地球環境局地球温暖化対策課、②自然環境局自然環境整備担当参事官室、③水・大気環境環境局地下水・地盤環境室												電話(直通)		①TEL:03-5521-8339、②TEL:03-5521-8280、③TEL:03-5521-8309					
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/029.pdf																			

施策名	地域生物多様性保全活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	130 (191)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
概要 (支援の仕組み等)	<p>国土全体で生物多様性を保全していくためには、地域毎に固有の生態系や生物を保全していく必要があり、地域の多様な主体による、希少野生動植物の種の保全、特定外来生物による生態系に係る被害の防止、国立公園など生物多様性保全上重要な地域における保全活動等の対策を、各地域における生物多様性の状況や社会的条件に応じて進めることが、効率的かつ効果的である。</p> <p>このため、地域住民、NPO、事業者、地方公共団体等地域における多様な主体により構成される地域生物多様性協議会による地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地域生物多様性協議会等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>次の(1)～(3)に掲げる各支援メニューの要件のうち、少なくともいずれか一の項目に該当すること。</p> <p>(1)国内希少野生動植物種等対策……種の保存法に基づく国内希少野生動植物等の対策</p> <p>(2)特定外来生物防除対策……外来生物法に基づく特定外来生物の防除等</p> <p>(3)重要生物多様性保護地域保全再生……自然公園法などの法律又は国際条約等で指定された保護地域における保全・再生活動</p> <p>ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。</p> <p>① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業(他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く)</p> <p>② 地域における生物多様性の保全再生とのつながりが認められない事業</p> <p>③ 収益を目的とした事業</p> <p>④ 宗教的または政治的宣伝意図を有する事業</p>																		
想定する具体的効果	地域毎に固有な生物多様性の保全再生活動に、地域が自らの創意工夫を活かして積極的に取り組むことにより、生物多様性に支えられる地域の魅力・独自性を活かした地域活性化につながる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○公募</p> <p>○審査委員会による採択団体の決定</p> <p>○環境省より採択決定内示、通知</p> <p>○採択団体より協議会・事業計画承認申請</p> <p>○採択団体より交付申請</p> <p>○環境省より交付決定</p>																		
変更のポイント	委託事業(生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等の策定事業及び計画に基づく実証事業)を廃止。交付金事業は、法律等に基づき国が一定の責任を有する事業に限定。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT/ヘーンゾフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○		○				○	○	○						○	○
省庁名	環境省																		
担当課室	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室										電話(直通)		03-5521-9108						
URL																			

施策名	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	276 (268)			
											公共	非公共					○		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	—		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等				—						
概要 (支援の仕組み等)	<p>国立公園等(国立公園、国指定鳥獣保護地区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域)の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、①野生生物の保護・保全、②環境美化、③施設の維持・管理、④景観維持の事業についてきめ細かな自然環境保全活動等を実施するとともに、生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全を行う。</p> <p>本事業は、国(地方環境事務所等)が現地の現状を的確に把握したうえで事業内容を決定し、請負契約により地域のNPO法人等に業務発注するものである。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	NPO法人、民間団体、任意団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>国(地方環境事務所等)が現地の現状を的確に把握したうえで事業を行う。</p> <p>全国の国立公園等において自然環境保全活動を行うこととしており、箇所毎に自然環境、事業内容等が異なることから、一律の支援水準はない。</p>																		
想定する具体的効果	<p>国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民によって構成される民間事業者等を活用できるとともに、野生生物の保護や歩道など施設の維持・修繕が行われ、国立公園管理やサービスのグレードアップが図られる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	地方環境事務所等が請負手続により実施。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
			○	○							○							○	
省庁名	環境省																		
担当課室	自然環境局国立公園課										電話(直通)		03-5521-8279						
URL																			

施策名	動物収容・譲渡対策施設整備費補助														95				
	予算		税制		法制度		予算額(百万円)												
	公共	非公共					上段:平成26年度当初	下段:前年度当初予算											
	○	-	-	-															
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														区分(新規・継続・変更)				
	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	-				-				○										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2条				
概要 (支援の仕組み等)	<p>①都道府県、政令市等が所有者から引取依頼等された犬及び猫について、引取数を半減又は殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、地方公共団体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対して、補助金を交付。</p> <p>②災害時において、都道府県又は市町村が緊急に行う動物の収容・譲渡のための施設整備に対して、補助金を交付。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>①都道府県・政令市・中核市</p> <p>②都道府県・市町村</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	動物の収容施設の新築・改築・改修及び譲渡用専用スペースの設置を行う事業について、事業費の下限を1,000万円として、その2分の1を補助することとしている。																		
想定する具体的効果	都道府県、政令市等に収容された犬及び猫の譲渡推進による殺処分の減少。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付を受けるまでの手続きは以下。</p> <p>交付申請書を6月末日までに環境大臣に提出 環境大臣は2ヶ月以内に交付の決定を行う</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	環境省																		
担当課室	自然環境局総務課動物愛護管理室												電話(直通)		03-3581-3351(代表)				
URL																			

施策名	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1588 の内数
														公共	非公共				
															○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であつて地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	—		○		—			—					新規						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
	—		—			—													
概要 (支援の仕組み等)	地域の自然観光資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施、ネットワーク構築等に要する経費の一部を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	次の要件をすべて満たした地域協議会 ア 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が参加していること。 イ 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。(交付申請までの作成見込みを含む。) ウ エコツーリズム推進法に基づく、エコツーリズム推進全体構想の認定を受けている又は申請の考えが地域協議会の構成員である市町村にあること。																		
支援内容 (単価・水準等)	以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費 ウ 限度額 2,000万円																		
想定する具体的効果	エコツーリズムを活用した地域活性化が推進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	交付を受ける手順は次のとおり ア 地域協議会等が事業計画書等により応募申請を行い、環境省が事業採択。 イ 地域協議会等がアで採択された事業につき交付申請を行い、環境省が交付決定。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○		○				○	○	○							○	
省庁名	環境省 (自然環境局)																		
担当課室	総務課自然ふれあい推進室										電話(直通)		03-5521-8271						
URL	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16543																		

施策名	地域低炭素投資ファンド創設事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年当初 (下段:前年度当初予 算)	4,600 (1,400)									
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		(特別会計に関する法律) 法第85条第3項第1号 施行令第50条第7項第10号										
	P69		P19		-														
概要 (支援の仕組み等)	<p>一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>基金設置法人:非営利法人 出資先:対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>地域低炭素投資促進ファンドからの支援</p> <p>1. 対象事業の要件: 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること 等</p> <p>2. 出資比率: 地域低炭素投資促進ファンドからの出資は、原則として、総出資額の1/2未満。</p>																		
想定する具体的 効果	<p>地域における低炭素投融资を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>1. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンド(基金)を造成。 2. 同ファンドから、以下の出資フローに基づき、支援。</p> <p>【出資フロー】</p> <p>① 案件申請 :事業者等が出資案件を申請 ② 予備審査 :申請書類のチェック、事業者面談等によるスクリーニング ③ 事業性調査:社外アドバイザーを活用し、事業計画、CO2削減効果等を精査・検証 ④ 条件交渉 :事業者、他の投資家等と契約内容を交渉・調整 ⑤ 出資判断 :外部専門家による審査委員会の意見を踏まえ出資判断 ⑥ 出資 :出資契約締結</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、インベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	環境省																		
担当課室	総合環境政策局環境経済課															電話(直通)		03-5521-8230	
URL	http://www.env.go.jp/guide/budget/h26/h26-gaivo-2/017.pdf																		